

令和4年9月議会 教育文化委員会資料

①【議案第116号】

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

・・・P2～3

②【議案第120号】

令和4年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

・・・・・・P4

③【議案第108号】＜関連議案 報告（総務局）＞

北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

・・・P5～7

教育委員会

①【議案第116号】

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

＜令和4年9月北九州市議会定例会議案：177～179ページ参照＞

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 改正理由

教育委員会では、教育効果の向上を図る観点から、学校規模の適正化に取り組んでいる。

今回、小森江西小学校と小森江東小学校が統合し、統合校として小森江小学校が開校するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

学校統合に伴い、北九州市立小森江西小学校及び北九州市立小森江東小学校を廃止し、北九州市立小森江小学校を新設する。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 経過措置

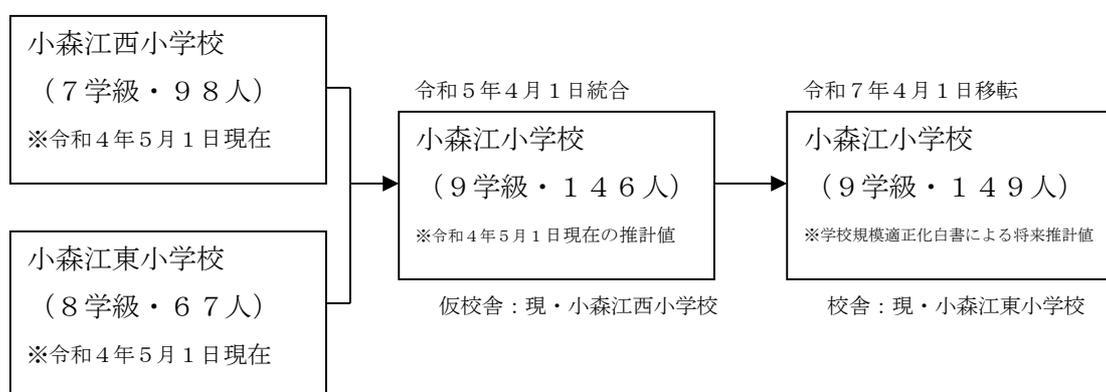
令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間は、本校舎となる小森江東小学校の改修工事を行うため、小森江西小学校を仮校舎として使用する。したがって、小森江小学校の位置について、「二夕松町2番1号」とあるのは、「羽山一丁目12番1号」とする。

小森江西小学校と小森江東小学校の統合について

1 経緯

令和2年1月に、学校統合に向けた協議を行うため、保護者代表、地域代表、学校代表で構成する統合準備委員会を設置し、令和4年3月に、統合後の校舎位置を小森江東小学校に決定した。

2 統合計画



3 統合の形態

小森江西小学校と小森江東小学校を廃止し、小森江小学校を新設する。

4 統合の時期

令和5年4月1日

5 校舎の位置

現・小森江東小学校 (令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間は、現・小森江西小学校)

6 通学区域

現・小森江西小学校区と現・小森江東小学校区を合わせた区域

【問い合わせ】
教育委員会 企画調整課
TEL: 582-2357

②【議案第120号】
令和4年度北九州市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
 <令和4年度北九州市補正予算に関する説明書：8，20，22ページ参照>

1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説明	補正予算 説明書 頁
25	1 市債	12 教育債	2,304,100	19,000	2,323,100	○小学校施設整備事業 19,000	P 8

2 歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説明	補正予算 説明書 頁
13	3 小学校費	1 学校管理費	4,642,576	15,200	4,657,776	○学校統合等関連経費 15,200	P 20
		3 学校整備費	1,576,259	45,700	1,621,959	○建設事業費 45,700	

3 債務負担行為補正の追加

(単位：千円)

事項	限度額	補正予算 説明書 頁
学校統合等関連事業（小学校）	27,300	P 22

③【議案第108号】＜関連議案 報告（総務局）＞
北九州市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
＜令和4年9月北九州市議会定例会議案：29～124ページ参照＞

1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの。

2 関係条例（教育委員会所管分）

- (1) 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年条例第64号）
- (2) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成28年条例第57号）
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年条例第58号）
- (4) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年条例第60号）

3 主な改正内容

- (1) 職員の定年年齢を段階的に65歳まで引き上げる規定の改正
- (2) 職員の定年年齢の引き上げに伴う、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）及び特定管理監督職群の新設
- (3) 60歳を超える職員の給料月額を60歳時の7割水準とする規定の新設及び暫定再任用校長の給料月額見直し
- (4) 職員の定年年齢の引き上げに伴う、定年前再任用短時間勤務制の新設

4 施行期日

令和5年4月1日（改正法の施行日と同日）

なお、暫定再任用校長の給料月額の改定については、経過措置を設け、令和6年4月1日から適用する。

<p style="text-align:center">【問い合わせ】 教育委員会 教職員課 TEL:582-2372</p>

定年の引き上げに係る条例改正の概要

1 定年の段階的な引上げ

- 教職員の定年年齢を60歳から65歳へ段階的に引上げ
- 令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳となる

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
定年		60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳	
生 年 月 日	S36.4.2 ~S37.4.1	60歳	61歳再① <small>改定前:6割</small>	62歳再② 給:6割	63歳再③ 給:6割	64歳再④ 給:6割	65歳再⑤ 給:6割	 …定年後の再任用期間 …60歳超の現役期間					
	S37.4.2 ~S38.4.1	59歳	60歳	61歳再① 給:6割	62歳再② 給:6割	63歳再③ 給:6割	64歳再④ 給:6割						
	S38.4.2 ~S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 給:7割	62歳再① 給:6割	63歳再② 給:6割	64歳再③ 給:6割	65歳再④ 給:6割				
	S39.4.2 ~S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 給:7割	62歳 給:7割	63歳再① 給:6割	64歳再② 給:6割	65歳再③ 給:6割			
	S40.4.2 ~S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 給:7割	62歳 給:7割	63歳 給:7割	64歳再① 給:6割	65歳再② 給:6割		
	S41.4.2 ~S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 給:7割	62歳 給:7割	63歳 給:7割	64歳 給:7割	65歳再① 給:6割	
	S42.4.2 ~S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳 給:7割	62歳 給:7割	63歳 給:7割	64歳 給:7割	65歳 給:7割

2 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

- 管理監督職勤務上限年齢（役職定年年齢）を原則60歳とする
 - 60歳を超える教職員は、管理職への昇任不可
 - 管理職の教職員は、役職定年により非管理職へ降任
- ※ 「管理職」 = 「管理職手当」の支給対象となる職
- 校長職については、年齢別構成の偏り等により後任の補充が困難となることが想定されるため、特例任用である特定管理監督職群を導入し、60歳を超えても引き続き、管理監督職である校長として任用することを可能とする

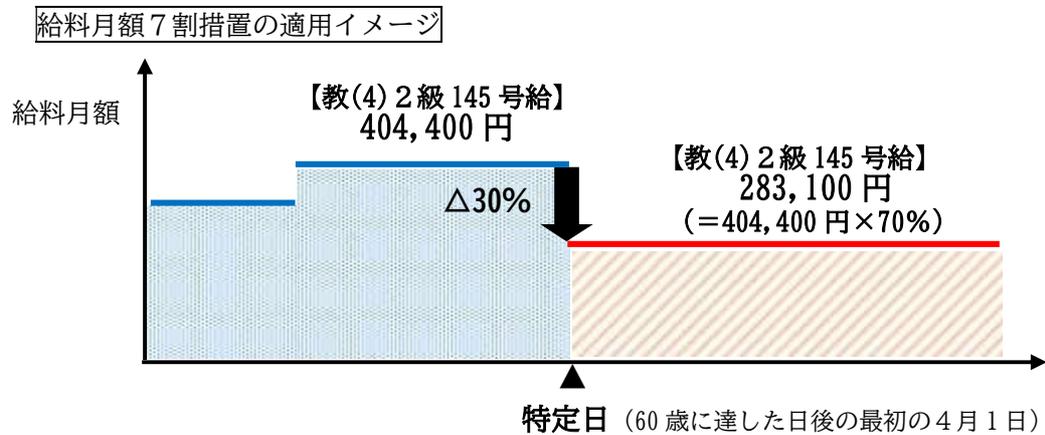
<役職定年制に係る本市教育委員会の運用>

校長 ⇒ 特定管理監督職群校長か主幹教諭・指導教諭（非管理職）へ

副校長・教頭・園長 ⇒ 主幹教諭・指導教諭（非管理職）へ

3 60歳を超える教職員の給料月額7割措置の導入

- 60歳を超える教職員の給料月額については、当分の間、当該教職員に適用される給料表の級・号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする



- 特定管理監督職群校長（給料月額7割措置対象）と、暫定再任用校長（60歳前年間給与水準の約8割）の間で給与水準に逆転が生じることがないように、暫定再任用校長の年間給与水準を現在の約8割から約7割となるよう、給料月額等を改定する

4 定年前再任用短時間勤務制の導入

- 60歳以後定年前に退職した教職員を、短時間勤務の職で再任用することが出来る制度を導入（定年前再任用短時間勤務制）
- 現行の再任用制度は廃止し、定年が段階的に引き上げられている間は、従前の再任用制度を暫定的に存置（暫定再任用）

教諭における65歳までのイメージ



- 勤務時間や給与の仕組み等は、現行の再任用（短時間勤務）教職員と同様
- ただし、定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員に適用する基準給料月額については、国や他都市との均衡等を踏まえ、一定の見直しを実施